

七尾市商店街等にぎわい創出支援事業補助金

県が行う「商店街にぎわい創出事業補助金」の対象とならない商店街等組織が行う、にぎわいを創出するための取り組みを支援します。

■対象となる組織

商店街等組織、商店街等組織と民間事業者の連携体など
※県が行う「商店街にぎわい創出事業補助金」の対象組織は除きます。



詳細はこちら

■対象となる経費

にぎわい創出のためのイベントなどを行うために必要な経費
例：謝金、旅費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費など

■補助率

10分の10 下限：30万円 上限：100万円
※1組織につき、2回まで申請可能

問 産業振興課 ☎53-8565

七尾市商店街災害復旧事業補助金

被災した街路灯や共同施設などの復旧に取り組む商店街を対象とした、県の「商店街災害復旧事業補助金」の交付決定を受けた商店街等組織へ、上乗せ補助を行います。

■対象となる組織

県の「商店街災害復旧事業補助金」の交付決定を受け、事業を実施する商店街等組織



詳細はこちら

■対象となる事業

被災した街路灯などの設備の改修、共同施設の改修・建て替えなど

■補助率

商店街等組織が負担する分の2分の1 上限：100万円

問 産業振興課 ☎53-8565

能登半島地震支援融資信用保証料補助事業

震災からの事業再建に取り組むにあたり、国や県の補助事業を活用してもなお、多額の経費を必要とする事業者に対し、借入れの際に支払った信用保証料の補助を行います。

■対象となる事業者

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証」の限度額を超えて借り入れる際に、信用保証協会の災害関係保証を利用した事業者



詳細はこちら

■補助率

10分の10 上限：100万円

問 産業振興課 ☎53-8565

被災事業者への支援制度

七尾市なりわい支援補助金

震災からの事業再建に取り組む事業者を対象とした「なりわい再建支援補助金」「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」「中小企業者持続化補助金(災害支援枠)」の交付決定を受けた事業者へ、上乗せ補助を行います。

■対象となる事業者

次のいずれかの支援制度の交付決定を受けて、事業を実施する事業者

- ①なりわい再建支援補助金
- ②小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)
- ③中小企業者持続化補助金(災害支援枠)



詳細はこちら

■対象となる経費

施設および設備の復旧・整備、広告掲載など

■補助率

各支援制度の事業者負担の2分の1 上限：50万円

問 産業振興課 ☎53-8565

七尾市物価高騰対策事業者給付金

物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続・経営安定のために給付金を支給します。

■支給額

直近の決算における水道光熱費および燃料費の合計	1事業者当たりの給付額
50万円以上100万円未満	5万円
100万円以上1000万円未満	10万円
1000万円以上	20万円

※水道光熱費と燃料費の合計が50万円未満のときは対象外



詳細はこちら

問 産業振興課 ☎53-8565

国、県の事業者支援制度 ※詳細は各窓口にお問い合わせください。

石川県なりわい再建支援補助金

地震により、損壊・使用困難となった建物や設備を復旧するための補助金です。

問 事業者向けワンストップ相談窓口(石川県) ☎0120-330-955

小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

自ら作成した事業の再建に向けた計画に基づいて、事業再建に取り組む小規模事業者へ、経費の一部を補助します。

問 小規模事業者持続化補助金事務局(商工会議所管内) ☎03-6635-2021
石川県商工会連合会(商工会管内) ☎076-268-7300

中小企業者持続化補助金(災害支援枠)

自ら作成した事業の再建に向けた計画に基づいて、事業再建に取り組む中小企業者へ、経費の一部を補助します。(小規模事業者は除く)

問(公財)石川県産業創出支援機構 ☎076-267-5551